離職前賃金証明書

中华岭極	마음나파	岩双一二二	⊐ .	/-/-	
再就職援.	別計判	総正番き	- :	弗	Ħ

雇用保険被保険者番号:

対象労働者名

賃金記載欄

※注意 離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金を記載ください。

毎月支払われる賃金についての説明は裏面を御確認ください。

行数が不足する際は適宜追加してください。

この様式を提出する際は必ず確認ができる賃金台帳(写)等賃金の確認が出来る書類を添付してください。

離職前賃金: 年 月分

賃金の名称	支払い金額		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		

合計全額	
<u> </u>	П

上記離職前賃金については、事実と相違ないことを証明します。

公共職業安定所長 殿

年 月 日

住所 事業所名 事業主 電話番号

【※注意書き】

「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び 諸手当をいいます(労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。)。

諸手当に含むか否かについては以下によります。

イ 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当(役職手当、資格手当、資格 ではないが労働者の一定の能力に対する手当等)。

- ロ 諸手当に含まないもの
- (イ) 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当(時間外手当(固定残業代を含む)、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等)
- (p) 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当(家族手当(扶養手当)、通 勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等)
- ハ 上記イ、ロ以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断するものとします。

ただし、上記イに挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は 諸手当から除外し、上記口に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動し ないような手当は諸手当に含めることとします。

- (4) 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当
- (1) 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当
- (ハ) 住宅の形態(賃貸・持家)ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

直接対象労働者から離職前賃金について更新を希望する旨の連絡があった場合であっても、本様式は管轄のハローワークに提出してください。